

平成30年度 第1回山梨県文化財保護審議会 議事録

- 1 日 時：平成30年7月27日（金） 14：30～16：15
- 2 場 所：防災新館2階 201、202会議室
- 3 出席者（敬称略）
 - （委 員）萩原三雄・笹本正治・五味文彦・鈴木規夫・鈴木麻里子・麓和善
北原糸子・末木健・高山茂・中込睦子・福田アジオ・堀内眞・輿水達司
湊秋作・望月一二 （15名）
 - （事務局）小島教育次長 百瀬課長 柳沢総括課長補佐
文化財保護担当（5名）・埋蔵文化財担当（3名）
- 4 傍聴者等の人数 0名
- 5 会議次第
 - （1）開会
 - （2）教育次長あいさつ
 - （3）会長あいさつ
 - （4）議事
 - （5）その他
 - （6）閉会
- 6 議 事
 - （1）文化財の県指定について
 - 有形文化財（工芸品） 1件
 - （ア）鱧口 一口
 - 無形民俗文化財 1件
 - （ア）長坂三ヶ区の札番・水番制度
 - （2）その他
 - 報告事項
 - ・各部会の開催状況等、文化財の指定等の状況など
- 7 その他
- 8 閉 会

「6 議事」の概要

(1) 文化財の県指定について

1) 有形文化財（工芸品） 鱧口 一口

○議長

- ・審議に入る。有形文化財（鱧口）について、担当委員から説明をお願いする。

○担当委員

- ・調査書に基づいて説明。
- ・本鱧口は、県内に28件所在する中世鱧口の中で6番目の古作であり、未指定鱧口の中では最古の遺例である。緩やかな面張りの盛り上がり、耳や口唇の出の少なさ、やや下がり気味の目などに南北朝時代から室町時代初期頃の特徴を良く示している。地域の歴史を知り語る上でも貴重な歴史資料でもあるので県指定文化財として、その保存活用を図るのが適切であると考えられる。

○議長

- ・異議がないので、県指定文化財として答申する。

2) 無形民俗文化財 長坂三ヶ区の札番・水番制度

○議長

- ・次に無形民俗文化財（長坂三ヶ区の札番・水番制度）について担当委員から説明をお願いする。

○担当委員

- ・調査書に基づいて説明。
- ・札番・水番とは、灌漑に要する水をはるか離れた八ヶ岳山麓の湧水から用水路を設けて引水している旧長坂町の三集落（三ヶ区）で行われてきた当番制度である。長い用水路の途中での漏水、盗水を防ぎ、水を確保するために、当番制で巡回し、確認したことを示すため立て札の支柱に付いているケースに札を収める作業を行う。近年では農業に従事しない住民も増えるなかで、現在も続いている、地域の歴史を象徴する制度である。

○議長

- ・異議がないので、県指定文化財として答申する。

(2) 報告事項について

○事務局説明

- ・各部会の開催状況等、文化財の指定等の状況など

「7 その他」の概要

○事務局

- ・本日審議いただいた案件は、後日、定例教育委員会に諮る予定である。
- ・審議会委員の任期が、本年9月末に任期満了となる。新たな委員の選任について9月の定例教育委員会に諮ったうえで、委嘱させていただく。

以上